

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試験所四國支所並びに電気試験所新
潟支所及び金沢支所設置に關し國會の承認を求めむ件。

工業技術廳設置法施行令（昭和二十三年政令第二百七號）に基き、別表上欄に掲ぐる試験研究の支
所を当該下欄に掲ぐる位置に設置する必要を生じたので、これらの設置について地方自治法（昭和二
十二年法律第六十七号）第五十六條第四項の規定により國會の承認を求めむ。

別表

名	稱	位	置
大阪工業試験所四國支所		高松市	
電気試験所新潟支所		新潟市	
同	金沢支所	金沢市	

裏面白紙

理由

大阪工業試験所の支所を新たに四國に置いて同地方の産業技術向上を図り、又電気試験所の支所を新たに新潟市及び金沢市に置いて、輸送の不便を感じている同地方の要望に應じて電気計器の検定業務を円滑に実施する必要があるからである。

参照條文

工業技術廳設置法施行令

第十五條 商工大臣は、試験研究所の業務を分掌させるため、必要と認める地に試験研究
所の支所又は出張所へ支所の出張所を含む。以下同じを設けることができる。

裏面白紙

試験所支所設置に関する国会承認事項

工業技術廳

- 一、大阪工業試験所四國支所を香川県高松市に
- 二、電気試験所新潟支所を新潟県新潟市に及び金澤支所を石川県金澤市に設置することにつきそれぞれ地元からの強い要望があり、地元の産業振興上必要と認められるので国会の承認を得て設置したい。

説明

- 一、大阪工業試験所四國支所設置
四國地方の産業の振興を図るため、高松市に支所を設置して産業技術の試験研究及び技術指導を行うためである。本支所設置については地元の熱心なる要望があり、施設の寄贈を申出ている。本件は予算に計上済みである。
- 二、電気試験所金澤支所及び新潟支所の設置

電気試験所の行う電気計器の検定件数は左表の如く毎年増加し現在能力で消化しきれない状態であるが、金沢及び新潟地方のみでも二十四年度に於て各、六万個処理する必要があり、現在付夫々名古屋支所、福島支所に於て取扱っているが、輸送上の不便を除去し併せて検定能力の不足を補うために金澤及び新潟に支所を設置する必要があるからである。本件は予算に計上済みである。

電気計器検定申請見込数

区別	二十三年度	二十四年度	二十五年年度	二十六年年度
旧計器	四〇〇、〇〇〇個	七〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
新計器	九〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
計	一、三〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇

三、実施時期 五月二十日

大阪工業試験所 四國支所

- 一、場所 高松市花宮町
- 二、人員 二級官三、三級官五、雇員一六、計二四
- 三、事業

八、研究

- イ、苦汁の合理的処理法
- ロ、四國産原料による耐火物の製造研究
- ハ、瀬戸内海及び太平洋沿岸の海藻利用研究
- ニ、和紙の工業的利用
- ホ、四國産工業原料の調査
- ヘ、セメント、耐火物、油類依頼試験、一般依頼化学試験業務
- コ、研究成果の普及、技術指導
- 四、設置の理由その他

一、昨年末四國四縣当局並に民間研究団体より四國に國立試験所を設置されたくこのため香川県工業試験場を寄附するとの

申出があつた。従来四國四縣は産業の発達も遅れその試験研究も水準が低いので四國に國立試験所を設けこれを中心として産業並に研究活動を指導することは四國の資源開発、産業振興のため必要と認められるので商工省としても右申出を受けり大阪工業試験所の四國支所とすることとした。大藏省も右趣旨を了承し必要なる経費を計上することとした。

二十四年度予算に於て四、二六五、〇〇〇円が計上されいる。

二、香川県より寄附を受ける物件は次の如くである。

土地 六、八三三坪（外に買収の上寄附予定八一六七坪）
建物 二八二坪（外に特殊契約完了後移管すべき附属工場四六五坪）
現有機械器具一式

三、国会の承認あつた時は工業技術庁分課規程を改正し本支所の所掌事務を規定する。

電氣試験所 新潟支所及び金澤支所

一、場所 新潟市

金澤市

二、人員

新潟支所

二級

一、三級

四、雇員

四〇

計

四五

金澤支所

二級

一、三級

四、雇員

二八

計

三三

三、事業

一、電氣計器の検定

各支所に於てそれぞれ年六万個処理

二、電氣用品取締規則による電氣用品の型式承認

三、電氣用品試験規則による電氣用品の試験

四、電氣に関する研究調査

五、設立の理由その他

一、新潟縣は電氣計器普及良好で東北配電の總個数の約半分を占めている。然るに検定所なきため従来は福島支所又は東京本所に持込み検定を受けて居り検定が不円滑のため多大の不便があつた。東北配電はこれかため新潟縣内に検定所を設置せんことを要望し来り商工省としても電氣計器の円滑なる検定はその責任でもあるので本支所を設置せんとするものである。

二、支所設置に必要経費として二十四年度予算に於て

新潟支所

一五、八〇〇、〇〇〇円

金澤支所

一四、九五〇、〇〇〇円

が計上されている。

三、会の承認あつた時は工業技術庁令課規程を改正し本支所の所掌を規定する。

政令第 号

貿易廳官制等の一部を改正する政令(案)

内閣は、國家行政組織に關する法律の制定施行までの暫定措置に關する法律(昭和二十三年法律第三十号)附則第二項の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 貿易廳官制(昭和二十年勅令第七百三号)の一部を次のように改正する。

第二條 第一項商工事務官の部中「專任百二十一人 二級」を「專任二百二十七人 二級」に、「專任九十七人 三級」を「專任二百二人 三級」に改める。

第二條 商工部内臨時職員等設置制(昭和二十年勅令第四百八十七号)の一部を次のように改正する。

第一條ノ二第三項商工事務官の部中「專任千六百三十三人 二級」を「專任千五百二十七人 二級」に、商工事務官又は商工技官の部中「專任四千六百二十四人 三級」を「專任四千五百十九人 三級」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

裏面白紙

理由

輸出貿易の振興に資するため。輸出許可の事務に従事する職員を。
商工部内臨時職員等設置制から貿易職官制に振り替える必要があるか
らである。

裏面白紙

差引増減計	差引減	新商工部内臨時職員等設置制定員	替(減)	現行商工部内臨時職員等設置制定員	新貿易廳官制定員	差引増	区分		級別		備考
							事	技	事	技	
〇	〇	一、五二七	一〇六	一、六三三	〇	〇	三	一	二	一	第一條關係
〇	〇	一、二九七	〇	一、一九七	〇	〇	一八	九七	二〇	二二一	
〇	〇	四、五一九	一〇五	四、六二四	〇	〇	二〇	二〇	二二一	二二一	
〇	〇	七、二四三	二二一	七、四五四	〇	〇	二二一	二二一	二二一	二二一	

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案要綱

一 定期又は船舶への切替により船舶所有者に雇用される船舶運管会船員に対し、船舶運管会は、直接退職手当を支給せず、予算に計上された四億五千万円の範囲内において船舶所有者に対し、この法律に定める基準により算出した退職手当の額を加算した額に相当する金額を交付すること。

二 船舶所有者と船員との間の雇用契約が解除され、又は終了したとき、船舶所有者は、船員に、この法律に定めた基準により算出した金額を交付しなければならないこと。

三 船舶所有者は、船舶運管会から受けた交付金を要綱にの目的以外に目的で使用してはならないこと。

昭和二十四年四月 日
次官會議決定案

船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案

第一條 船舶運管会が雇用する船員であつて、船舶運航管理令（昭和二十四年政令第二十六号）第十三條の規定に基く船舶運管会と船舶所有者との間の期間より、船契約の締結に伴い、昭和二十四年四月一日から昭和二十五年三月三十一日までの間に、船舶運管会を退職し、直ちに船舶所有者に雇用される者（以下「船員」という。）に対しても、船舶運管会は、当該船員が昭和二十二年四月一日以降船舶運管会に在職した期間（以下「在職期間」という。）に対する退職手当（以下「退職手当」という。）を直接支給しないで、別表の基準により船員ごとに算出した退職手当を加算した金額を、昭和二十四年度予算の成立後

遅滞なく当該船舶所有者に交付するものとする。但し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十六條の規定による雇止手当の支給は、この限りでない。

2 前項の規定により船舶運管会が、船舶所有者に交付する金額を加算した額は、四億五千万円をこえることはできない。

3 船舶運管会が第一項の規定により船舶所有者に退職手当を加算した金額を交付したときは、退職手当に関し船員に対して負う一切の債務は、消滅するものとする。

第二條 前條第一項の船舶所有者と船員との間の雇用契約が解除され、又は終了したときは、当該船舶所有者は、船員に対し少くとも別表の基準により算出した金額を交付しなければならない。

第三條 船舶所有者は、第一條第一項の規定により交付を受けた金額を
前條の目的以外の目的で使用してはならない。

二 船舶所有者は、第一條第一項の規定により船舶運管会から交付を受
けた金額について、利子その他の金銭上の利益が生じたときは、当該
利益金を船員の福利厚生施設その他運輸大臣の指定する用途に使用し
てはならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して、昭和二十四年四月一日から適用す

別表

一 在職期間一年未満の船員

船舶運管会を退職した日において当該船員が乗船中に受けるべき一
箇月当りの給与総額から雑手当を控除した額（以下「給与額」という。）
の百分の五十

二 在職期間一年以上二年未満の船員

給与額の百分の百

三 在職期間二年以上の船員

給与額の百分の二百

理由

船舶運航管理令第十三條の規定に基く船舶運管会と船舶所有者との間の期間より、船契約の締結に伴い、船舶運管会を退職し、直ちに船舶所有者に雇用される船舶運管会船員の退職手当について、船舶運管会が直接当該船員にこれを支給せず、退職手当を加算した金額を船舶所有者に交付し、当該船員が当該船舶所有者との雇用関係が消滅したときにこれを交付するようにする措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



488

